

(様式第 1 号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業計画書について

標記について、喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により別添のとおり事業計画書（別紙）を提出します。

(別紙)

喫水調整機能付加新船建造等支援事業計画書

1 事業計画

区分 (いずれかに○)	新船建造	既船改良
事業予定期間	(開始) 年 月頃	(期間) 約 か月
船の構造・耐用年数期間	(構造)	(耐用年数期間) 年
事業形態 (いずれかに○)	一般旅客定期航路事業	旅客不定期航路事業
事業計画	航路	～
	定員	名
運航計画	1日あたり	往復・便 (年間 日運航)
その他特記事項		

- 注) 1 事業者として、実現可能な事業形態、事業計画及び運航計画を示してください。
- 2 「事業期間」欄には、製造等の発注予定先からの聞き取り等により、喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかる期間を記載してください。
- 3 「船の構造・耐用年数期間」欄には、別表2を参照の上、記載してください。
- 4 喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかる設計や見積等の必要書類は、補助申請時に添付していただきます。また、製造等の発注先との契約については、補助申請後の交付決定後に行ってください。交付決定前に契約締結した場合、本補助金を受けることができなくなります。

2 資金計画（概算）

全体事業費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金交付申請額 (C)	自己資金の調達方法
千円	千円	千円	

注) 1 事業者が概算により資金計画を作成してください。なお、消費税及び地方消費税は補助対象外となることにご留意ください。

2 補助対象経費(B)には、喫水調整機能を付加するために必要となる経費（概算）のみを記載してください。もし、喫水調整機能を付加した全体事業費の情報しかない場合は、便宜的に全体事業費に1/3を乗じた金額（千円未満切捨て）としていただきますが、補助申請時には、補助金交付要綱の規定や様式の注意書きに留意して算出してください。なお、区分「既船改良」で、別の改良と同時に行う場合、経費の分離ができない場合は補助対象外となることに注意してください。

3 補助金交付申請額(C)は、補助対象経費(B)に1/2を乗じた金額（千円未満切捨て）で、**25,000**千円超の場合は**25,000**千円（上限額）としてください。

3 事業者情報

担当者	部 署 :
	役 職 : フリガナ 氏 名 :
連絡先等	電 話 : FAX :
	E-mail : URL :

(様式第 2 号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付申請書

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、大阪府補助金交付規則第 4 条及び喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的・内容等

「喫水調整機能付加新船建造等支援事業計画書（別紙 2）」のとおり

2 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 金_____円

(2) 補助金交付申請額 金_____円

3 補助事業完了予定期日 _____年____月____日

(別紙 2 - 1)

喫水調整機能付加新船建造等支援事業計画書

1 事業計画 (一般旅客定期航路事業)

区分 (いずれかに○)	新船建造		既船改良	
事業期間	年 月 日 ~		年 月 日	
船の構造・耐用年数期間	(構造)		(耐用年数期間) 年	
一般旅客定期航路事業 (法第 3 条第 1 項)	許可申請予定時期		年 月頃	
	事業計画	航路	~	
		定員	名	
船舶運航計画 (法第 6 条)	届出予定時期		年 月頃	
	運航計画		1 日あたり	往復 (年間 日運航)
運送約款 (法第 9 条第 1 項)	認可申請 予定時期		年 月頃	
その他特記事項				

- 注) 1 法第 3 条第 1 項の規定による一般旅客定期航路事業の許可を受ける事業者が記載すること。
2 「事業期間」欄には、喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかる期間とすること。
3 「船の構造・耐用年数期間」欄には、別表 2 を参照の上、記載すること。
4 本計画書には、喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかる仕様書、設計図面、整備スケジュール及び見積書を添付することとし、見積書において、喫水調整機能を付加するのに要する経費が明確となるように発注先と調整すること。なお、その調整の結果で、全体経費と分離した見積書が徴取できない場合は、喫水調整機能を付加しない同等のクルーズ船を建造した際の見積書を併せて添付すること。
5 喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかる契約については、本申請による交付決定後に行うこと。(交付決定前に契約締結した場合、本補助金を受けることは不可)
6 交付要綱第 5 条の規定により提出した「喫水調整機能付加新船建造等支援事業計画書」から事業計画の航路及び定員、運航計画に変更がある場合は、その変更した理由を書面(様式自由)で提出すること。

2 資金計画

全体事業費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金交付申請額 (C)	自己資金の調達方法
千円	千円	千円	

注) 1 本計画には、補助対象外である消費税及び地方消費税は含めないこと。

2 補助対象経費(B)には、喫水調整機能を付加するために必要な経費のみを記載すること。

なお、喫水調整機能を付加するのに要する経費が明確となった見積書が徴取できなかった場合、全体経費の見積書から喫水調整機能を付加しない同等のクルーズ船を建造した際の見積書を差し引いた金額を、補助対象経費とすること。

また、区分「既船改良」で、別の改良と同時に行う場合、経費の分離ができない場合は補助対象外となることに注意すること。

3 補助金交付申請額(C)は、補助対象経費(B)に1/2を乗じた金額(千円未満切捨て)で、**25,000**千円超の場合は**25,000**千円(上限額)とすること。

3 事業者情報

担当者	部 署 :	
	役 職 :	フリガナ 氏 名 :
連絡先等	電 話 :	FAX :
	E-mail :	URL :

(別紙 2 - 2)

喫水調整機能付加新船建造等支援事業計画書

1 事業計画 (旅客不定期航路事業)

区分 (いずれかに○)	新船建造		既船改良	
事業期間	年 月 日 ~		年 月 日	
船の構造・耐用年数期間	(構造)		(耐用年数期間) 年	
旅客不定期航路事業 (法第 21 条第 1 項)	許可申請予定時期		年 月頃	
	事業計画	航路	~	
		定員	名	
運航計画	1日あたり		便 (年間 日運航)	
運送約款 (法第 23 条)	認可申請 予定時期		年 月頃	
その他特記事項				

- 注) 1 法第 21 条第 1 項の規定による旅客不航路事業の許可を受ける事業者が記載すること。
2 「事業期間」欄には、喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかる期間とすること。
3 「船の構造・耐用年数期間」欄には、別表 2 を参照の上、記載すること。
4 本計画書には、喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかる仕様書、設計図面、整備スケジュール及び見積書を添付することとし、見積書において、喫水調整機能を付加するのに要する経費が明確となるように発注先と調整すること。なお、その調整の結果で、全体経費と分離した見積書が徴取できない場合は、喫水調整機能を付加しない同等のクルーズ船を建造した際の見積書を併せて添付すること。
5 喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかる契約については、本申請による交付決定後に行うこと。(交付決定前に契約締結した場合、本補助金を受けることは不可)
6 交付要綱第 5 条の規定により提出した「喫水調整機能付加新船建造等支援事業計画書」から事業計画の航路及び定員、運航計画に変更がある場合は、その変更した理由を書面 (様式自由) で提出すること。

2 資金計画

全体事業費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金交付申請額 (C)	自己資金の調達方法
千円	千円	千円	

- (注) 1 本計画には、補助対象外である消費税及び地方消費税は含めないこと。
- 2 補助対象経費(B)には、喫水調整機能を付加するために必要な経費のみを記載すること。
 なお、喫水調整機能を付加するのに要する経費が明確となった見積書が徴取できなかった場合、全体経費の見積書から喫水調整機能を付加しない同等のクルーズ船を建造した際の見積書を差し引いた金額を、補助対象経費とすること。
 また、区分「既船改良」で、別の改良と同時に行う場合、経費の分離ができない場合は補助対象外となることに注意すること。
- 3 補助金交付申請額(C)は、補助対象経費(B)に1/2を乗じた金額(千円未満切捨て)で、**25,000**千円超の場合は**25,000**千円(上限額)とすること。

3 事業者情報

担当者	部 署 :	
	役 職 :	フリガナ 氏 名 :
連絡先等	電 話 :	FAX :
	E-mail :	URL :

(様式第2-2号)

要件確認申立書

大阪府知事 様

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、私（当団体）は、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第2-4号）により、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

所在地
名称
代表者名

印

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。

（読み仮名）（ ）
補助事業者氏名：
生 年 月 日： 年 月 日
住 所：

《法人の場合：役員情報》

（読み仮名）（ ）
役員等氏名：
生 年 月 日： 年 月 日
住 所：

（読み仮名）（ ）
役員等氏名：
生 年 月 日： 年 月 日
住 所：

（読み仮名）（ ）
役員等氏名：
生 年 月 日： 年 月 日
住 所：

（読み仮名）（ ）
役員等氏名：
生 年 月 日： 年 月 日
住 所：

年 月 日

所在地
名称
代表者名

印

該当事項届出書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

所在地
名称
代表者名

印

(様式第3号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業
補助金に係る補助事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の内容について、下記のとおり変更の承認を受けたいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第2号及び喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

注) 変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記載すること。

(様式第4号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業
補助金に係る補助事業の中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業を
下記のとおり中止・廃止したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第3号及び喫水調整機能付加
新船建造等支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

記

- 1 中止又は廃止の理由
- 2 中止の期間
- 3 廃止年月日

注) 中止又は廃止の理由は、できるだけ詳細に記載すること。

(様式第5号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業
補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の遅延等について、大阪府補助金交付規則第6条第1項第4号及び機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

注) 遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

(様式第6号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業
補助金に係る交付申請取下承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業
を下記のとおり取り下げたいので、喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第10条第1
項の規定により申請します。

記

1 理由

注) 取下げの理由は、できるだけ詳細に記載すること。

(様式第7号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業
補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の遂行状況について、大阪府補助金交付規則第10条及び喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

- 注) 1 時点は1月末日現在とすること。
2 申請時の事業計画と比較して遅速のある場合はその内容と理由を記載すること。
3 整備中のクルーズ船の写真を添付すること。

(様式第8号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業
補助金に係る実績報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業
を 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、大阪府補助金交付規則第 12 条及び喫水
調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業実施状況報告書 別紙（様式8-1号又は様式8-2号）のとおり
- 2 補助事業決算書 別紙（様式8-1号又は様式8-2号）のとおり
- 3 補助金の交付決定額

交付決定額 _____ 円

(様式第8-1号)

1 補助事業実施状況報告書（一般旅客定期航路事業）

区分（いずれかに○）	新船建造		既船改良
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
一般旅客定期航路事業 （法第3条第1項）	許可申請時期		年 月頃
	事業計画	航路	~
		定員	名
船舶運航計画 （法第6条）	届出時期		年 月頃
	運航計画		1日あたり 往復（年間 日運航）
運送約款 （法第9条第1項）	認可申請時期		年 月頃
その他特記事項			

- 注) 1 法第3条第1項の規定による一般旅客定期航路事業の許可を受ける事業者が、法に基づく許認可申請等を行う内容と相違なく記載すること。
- 2 「事業期間」欄には、喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかった期間を記載すること。
- 3 本報告書には、完成した喫水調整機能を付加したクルーズ船の写真（外観、内装など）及び事業費が確認できる書類を添付することとし、事業費において、喫水調整機能を付加するのに要する経費が分かるように発注先と調整すること。なお、その調整の結果で、全体経費との分離した書類が徴取できない場合は、喫水調整機能を付加しないクルーズ船を建造した際の事業費が確認できる書類を併せて添付すること。

2 補助事業決算書

全体事業費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金交付決定額 (C)	(参考) 補助金交付申請額
円	円	千円	千円

- 注) 1 本決算書には、補助対象外である消費税及び地方消費税は含めないこと。
- 2 補助対象経費(B)には、喫水調整機能を付加するために必要な経費のみを記載すること。
なお、全体経費との分離ができない場合、全体経費から喫水調整機能を付加しないクルーズ船を建造した際の事業費を差し引いた金額を補助対象経費とすること。
- 3 補助金交付決定額(C)は、補助対象経費(B)に1/2を乗じた金額（千円未満切捨て）で、**25,000**千円超の場合は**25,000**千円（上限額）とすること。

(様式第8-2号)

1 補助事業実施状況報告書（旅客不定期航路事業）

区分（いずれかに○）	新船建造		既船改良
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
旅客不定期航路事業 （法第21条第1項）	許可申請時期		年 月頃
	事業計画	航路	~
		定員	名
運航計画	1日あたり 便（年間 日運航）		
運送約款 （法第23条）	認可申請時期		年 月頃
その他特記事項			

- 注）1 法第21条第1項の規定による旅客不定期航路事業の許可を受ける事業者が、法に基づく許認可申請等を行う内容と相違なく記載すること。
- 2 「事業期間」欄には、喫水調整機能を付加したクルーズ船の整備にかかった期間を記載すること。
- 3 本報告書には、完成した喫水調整機能を付加したクルーズ船の写真（外観、内装など）及び事業費が確認できる書類を添付することとし、事業費において、喫水調整機能を付加するのに要する経費が分かるように発注先と調整すること。なお、その調整の結果で、全体経費との分離した書類が徴取できない場合は、喫水調整機能を付加しないクルーズ船を建造した際の事業費が確認できる書類を併せて添付すること。

2 補助事業決算書

全体事業費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金交付決定額 (C)	(参考) 補助金交付申請額
円	円	千円	千円

- 注）1 本決算書には、補助対象外である消費税及び地方消費税は含めないこと。
- 2 補助対象経費(B)には、喫水調整機能を付加するために必要な経費のみを記載すること。
なお、全体経費との分離ができない場合、全体経費から喫水調整機能を付加しないクルーズ船を建造した際の事業費を差し引いた金額を補助対象経費とすること。
- 3 補助金交付決定額(C)は、補助対象経費(B)に1/2を乗じた金額（千円未満切捨て）で、**25,000**千円超の場合は**25,000**千円（上限額）とすること。

(様式第9号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年 度喫水調整機能付加新船建造等支援事業

補助金に係る交付請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助金について、喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____円

(様式第 10 号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業

補助金に係る財産使用届出書

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり使用したいので、喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により届出します。

記

- 1 現在海上運送法により許認可されている航路及び運航計画
- 2 前項以外で使用する航路及び運航計画
- 3 使用の理由
- 4 使用開始時期
- 5 第 2 項にかかる許認可申請等の時期

(様式第 11 号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業

補助金に係る財産処分承認申請書

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則第 19 条及び喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第 19 条第 3 項の規定により申請します。

記

- 1 取得年月日
- 2 取得価額及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者名

印

年度喫水調整機能付加新船建造等支援事業
補助金に係る事業化状況報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号ほかにより交付決定の通知があった上記補助事業に関し、年度の事業化状況について、喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱第 20 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

年度 事業化状況報告書

1 当該補助金を受けて喫水調整機能を付加したクルーズ船（以下「クルーズ船」という。）の運航実績

(1) 年間運航回数 _____ 往復又は便

(2) 乗船者数 _____ 人（うちインバウンド _____ 人）

2 クルーズ船の運航状況

(1) 航路 _____ ～ _____

(2) 運航ダイヤ 1日あたり _____ 往復又は便

3 その他（許認可等の変更、天災等で運航不可の状況など）

()